いじめ防止等対策指針

～いじめを許さない学校づくりに向けて～

平成 26 年 1 月　策定
令和 4 年 4 月　改定
令和 5 年 8 月　改定

星槎国際高等学校

１．いじめについて

（１）いじめについての定義（文部科学省）

① 自分より弱い者に対して一方的に、
② 身体的・心理的な攻撃を持続的に加え、
③ 相手が深刻な苦痛を感じているもの。
でいじめか否かの判断は、いじめられた子どもの立場に立って行うよう徹底させる。
＊「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるもの、また、金品をたかられたり、隠されたりすることも含む。
個々の児童生徒によって、感じ方、受け止め方が違うことも十分配慮する必要がある。

（２）判断基準

個々の行為がいじめに当るか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられたとする児童生徒の立場にたって行うこと。
「立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

２．いじめ問題に関する認識（いじめを許さない学校づくりのために）

（１）「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立ち、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底

理由の如何を問わず、どんな社会であっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという認識に立ち、毅然とした態度で指導すること。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。
いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すこと。

（２）いじめは「どこ学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを、全教職員が十分認識する

日頃から、児童生徒が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めること。

（３）いじめられている子どもの心に寄り添った親身の指導を行う

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発するサインをあらゆる機会を捉えて鋭敏に察するよう努めること。いじめられているか否かの判断は、あくまでもいじめられている子どもの認識であるということを銘記し、表面的・形式的な判断で済ませることなく、いじめられている子どもに徹底して寄り添い、あたたかく耳を傾け、真っ先にいじめられている子を救わなければならない。
また、いじめている子についても、十分に事情を聞いて、その背景を洞察・分析して適切な指導・支援を行うこと。

（４）児童生徒一人一人を大切にする認識や日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する

教職員の言動が、児童生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないようにすることが必要。

（５）いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識

一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行うこと。

（６）定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること

児童生徒が発するサインを見逃さないよう、児童生徒の実態に併せて調査を実施し、全教職員の共通理解のもの対応する。

（7）家庭教育が果たす役割

家庭が子どもの健全な育ちに責任を持ち、いじめ問題の基本的考え方を徹底する必要がある。そのためには、家庭の中での深い愛情や精神的な支え、信頼にも基づく厳しさ、親子の会話やふれあいを通じての良好な人間関係の基盤づくりが求められる。併せて善悪の判断を身につけさせることも重要である。

（8）学校教育が果たす役割

「人を認める・人を排除しない・仲間を作る」の星槎の３つ約束からなる価値観を育てる指導を推進し、共感理解教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて感性に働きかける指導や自分の成長と仲間の成長そして仲間や家族の喜びの関係について見つめ直す時間を充実させる。なお学校は、いじめの端緒を早期に発見し正しく指導する責任を負う。自分のクラスや学校に、いつでもいじめが発生し得るという危機意識を持つこと。

（9）家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし一体となって真剣に取り組む

関係者の全てが、子ども一人ひとりの豊かな成長への願いを共有し、それぞれの立場からその責務を果たすとともに、地域を挙げた取り組みも必要である。

３．いじめの理解

（1）いじめの様態

・冷やかしやからかい　・悪口や脅し文句　・仲間はずれ　・集団から無視をされる　・金品をたかられる
・暴力を受ける（軽くぶつかられる・遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする・ひどくぶつかったり、叩かれたり蹴られたりする）
・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする　・掲示物の作品や机に落書きされたりする
・お節介、親切の押し付けを受ける　・いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
・インターネットや携帯電話のメールで悪口や誹謗中傷などを書き込まれる
・たかりをされたり、使い走りをさせられたりする　・係り決めなどで、ふざけて推薦される
・部活動等で　練習のふりをしてボールをぶつけられる
・その他（虚偽のうわさを流す・持ち物を傷付けられる）　等

（2）いじめの構造

いじめは、単にいじめられる側といじめる側との関係だけでとらえることはできない。いじめは「四層構造」になっている。

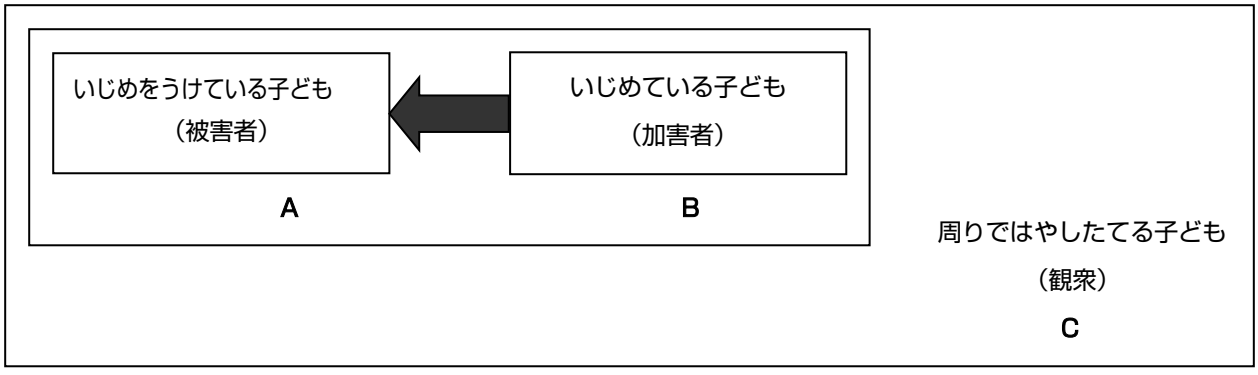

＊ＡとＢの関係は、立場が逆転する場合があることも認識する必要がある。

＊観衆や傍観者の立場にいる子どももいじめを助長していることを認識する。

＊傍観者が仲裁者となれるような指導を行う。

（3）いじめられている子どもの気持ち

① 自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、（告げ口をしたとして）さらにいじめられるのではないか等の不安な気持ちから、いじめられている事実を言わないことが多くある。

② 屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりする。

④ 「自分に原因があると」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがある。

④ ストレスや欲求不満の解消をほかの子どもに向けることがある。

（4）いじめている子どもの気持ち

① いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行う。

② 自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わることがある。

③ いじめられる側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えていることがある。

（5）いじめの原因

① 学校・家庭・地域社会にある様々な要因を背景として、子どものストレスのはけ口の手段としていじめが発生する。

② 相手の人権の配慮に欠け、差異（個性）を柔軟に受け入れることができないことにより、いじめが発生する。

4．指導体制の確立

（1）学校が組織として一丸となった対応

① いじめの問題の重要性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たる。

② いじめの様態や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ教職員間の共通理解を図る。

③ いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制を確立する。

④ いじめが生じた際に、いかに迅速に対応し、事態の悪化を防止し、真の解決に結び付けることができるかが重要であり、連絡・報告を密にしつつ、きめ細かな状況把握を行い、適切な対応に努める。

⑤ 校長・副校長・教頭・生徒指導部長・センター長等は、いじめの訴え等に基づき、学級担任等へ対応を指示し、また情報を伝達した場合はその後の対応状況を等を逐次報告を受けるなど、解決に至るまで適切にフォローする。

（2）実践的な校内研修の実施

① いじめ問題について教職員の共通理解と指導力の向上を図るため、全職員の参加による事例研究やカウンセリング演習など、実践的内容による校内研修を積極的に実施する。

（3）適切な教育指導

① 全ての児童生徒への指導

＊「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人ひとりの子どもに徹底させること。「いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない」という認識また「いじめを大人に伝えることは正しい行為である」という認識を子どもたちに定着させる。

＊いじめを受けている子どもやいじめを告げたことによっていじめを受ける恐れがあると考えている子どもを徹底して守り通すということを、教職員が言葉と毅然として態度で示す。

＊学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼関係を醸成、生きることの素晴らしさや喜び、自分や仲間の成長や家族の喜びとの関係等について、子どもたちが心から価値意識を感ずるよう適切に指導する。特に共感理解教育を通して、このような指導の充実を図る。

＊総合的な学習や生徒会活動などの場を活用して、子どもたち自身がいじめ問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考

え、行動できるようになるよう、主体的に取り組む教育活動を行う。

② いじめる児童生徒への指導・措置

＊いじめを行った子どもに対しては、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」ことを認識させたうえで、一定の教育的な配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す非道な行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導する。

＊いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。

③ いじめを生まない、許さないセンター経営等

＊教職員がいじめ問題の重大性を正しく認識し、危機意識を持って取り組むこと。

＊教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払う。

＊グループ内での子どもたちの人間関係の変化を踏まえて、センター経営やグループ指導のあり方について不断の見直しや工夫改善を行う。

＊いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な指導を行う。

＊子どもたちの話し相手や相談相手となるなど環境づくりに努め、思いや願いの実現、問題解決に一緒に当たり、自己実現を図ることができるように工夫し努力する。

５．未然防止に向けての手だて

（1）センター経営の充実

① 子どもに対する教職員の受容的、共感的態度により、子ども一人ひとりのよさが発揮され互いを認め合う環境を作る。

② センターのルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行う。また改善に向け粘り強く毅然とした指導の徹底。

④ 児童生徒の実態の把握

⑤ 子どもの自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のあるセンター作りをすすめる。

⑥ 正しい言葉使いができるセンターを育てる。（人権意識に欠けた言葉使いへの指導）全教職員がセンター経営の在り方を定期的に見つめ直し、見通しをもってすすめる）

（2）授業中における生徒指導の充実

① 共感理解教育を通し「自己決定・自己存在感・共感的人間関係」を「楽しい授業・わかる授業」から学び合いを保障する。

（3）共感理解教育

① いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫すると共に人権意識の高揚を図る。また思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努める。

（4）グループ活動

① 発達段階に応じて、いじめの心理について学習する。

② 話し合い活動を通して、いじめにつながるような諸問題の解決を図る。

③ いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手だてについて話し合う。

（5）学校行事

① 子どもたちが挑戦することで、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し実施する。

（6） 生徒会活動

① 子どもたちが、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、生徒会活動をすすめる。

6．早期発見について（小さなサインを見逃さない）

（1）小さなサインを敏感に受け止める

① 日頃から丁寧に児童生徒の理解を図り早期発見に努める。

② 児童生徒の表情や仕草、言動、人間関係等の変化や違和感を敏感に感じとる。

（2）アンケート調査の実施

① 児童生徒の状況について、定期的に、また、様々な角度から把握できるようアンケート調査を実施する。

（3）児童生徒と教職員の信頼関係の確立

① 日頃から児童生徒一人ひとり積極的な関心を持ち、児童生徒の「よいところを常に発見する」という姿勢でかかわるとともに教職員自らが自分を素直に表現し、児童生徒と真摯に向き合う。

② 児童生徒の声が確実に届くようにするために、児童生徒が教職員に安心して相談できる体制づくりや教育活動を通じての信頼関係を構築する。

（4）教育相談体制の充実

① 校内体制の整備とともに教育相談に対する教職員の意識を高める。

② 教職員には人格的な資質とともにアセスメント（見通し）や児童生徒の「困り感」や「つらさ」を共感的に理解し、対応を考えるといった知識と技能の両面の必要性がある。

③ 相談からの情報に対して、敏感にそして深刻に受け止め、校内での報告・連絡・相談を確実に実施し学校組織として具体的な対応を迅速に図る。

（5）人間関係を客観的にとらえる

① 人間関係が潜在化していじめに発展しているケースもある。思い込みを避けるために、教職員の情報交換や調査が必要である。

（6）いじめを訴えることの意義と手段の周知

① いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から指導する。

② 学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。

（7）保護者や地域から情報提供

① 日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取り組みを保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾ける。

② 保護者が子どもの変化を読み取れるよう知らせるとともにいじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知する。

７．いじめに対する組織的取り組み

校長（センター長）のリーダーシップの下に全教職員が組織をあげて取り組みその指導体制を確立する。

校　　長

教頭（センター長）

- ○　いじめの実態とその指導状況の把握に努め、適切な対応について教職員の理解を図る。
- ○　実践的な職員研修の場を設定し、全教職員が生徒指導の専門的技術を身に付ける体制をつくる。
- ○　いじめに関することについて校長に報告し、その指導の下に全校（センター）体制での取り組みを推進する。
- ○　保護者会や関係機関・団体・地域との協力体制を確立し、開かれた学校づくりに努める。

生徒指導担当

- ○　各学年の子どもの状況を把握し、いじめが発見された場合は担任のサポートに努める。
- ○　学年会、生徒指導部会議、職員会議などの場で解決策についてリーダーシップを発揮する。
- ○　校長、教頭（センター長）にいじめについての幅広い情報を提供し、率先して問題解決に当たる。
- ○　学校、家庭、地域が一体となった指導を進めるため、関係機関・団体との連携を積極的に進める

副センター長

学年担当

- ○　学級担任と連携を図り、学年内のいじめ把握に努める。
- ○　担任と問題解決に当たるとともにいじめの情報を積極的に共有する。
- ○　いじめについて生徒指導担当や校長・教頭（センター長）に報告し、担任も含めて対応策を検討する。また必要に応じて他学年との連携を図る。
- ○　学年の指導方針について保護者の理解を深めるために、積極的に情報の収集や提供に努める。

学級担任

教科担任

- ○　自分の学級にもいじめはあり得るとの認識をもち、子どもたちの日々の生活や言動をきめ細かく観察する。
- ○　授業中に言葉をかけたり、休み時間に一緒に遊んだりするなど可能な限り子ども達と積極的に関わり合う。
- ○　いじめが発生したり、いじめのサインをとらえたりした場合は、一人で抱え込まず他の教職員との連携を図る。
- ○　子どもや保護者からの相談や訴えについては、どんな些細なことでも誠意を持って対応する。

教育相談・養護担当

- ○　学級担任が気付きにくい子どもの様々な問題の把握に努め、「心の居場所」づくりに努める。
- ○　訴えてきた子どもの心情を十分に受け止め、信頼され安心できる保健室や相談室の雰囲気づくりに努める。
- ○　把握したいじめの情報を担任や生徒指導担当、教頭（センター長）、校長に伝え解決に向けて有効な対策を講じる。
- ○　担任と十分な連絡をとり、家庭との連携を密にして問題の解決に努める。

８．いじめ初期対応のながれ

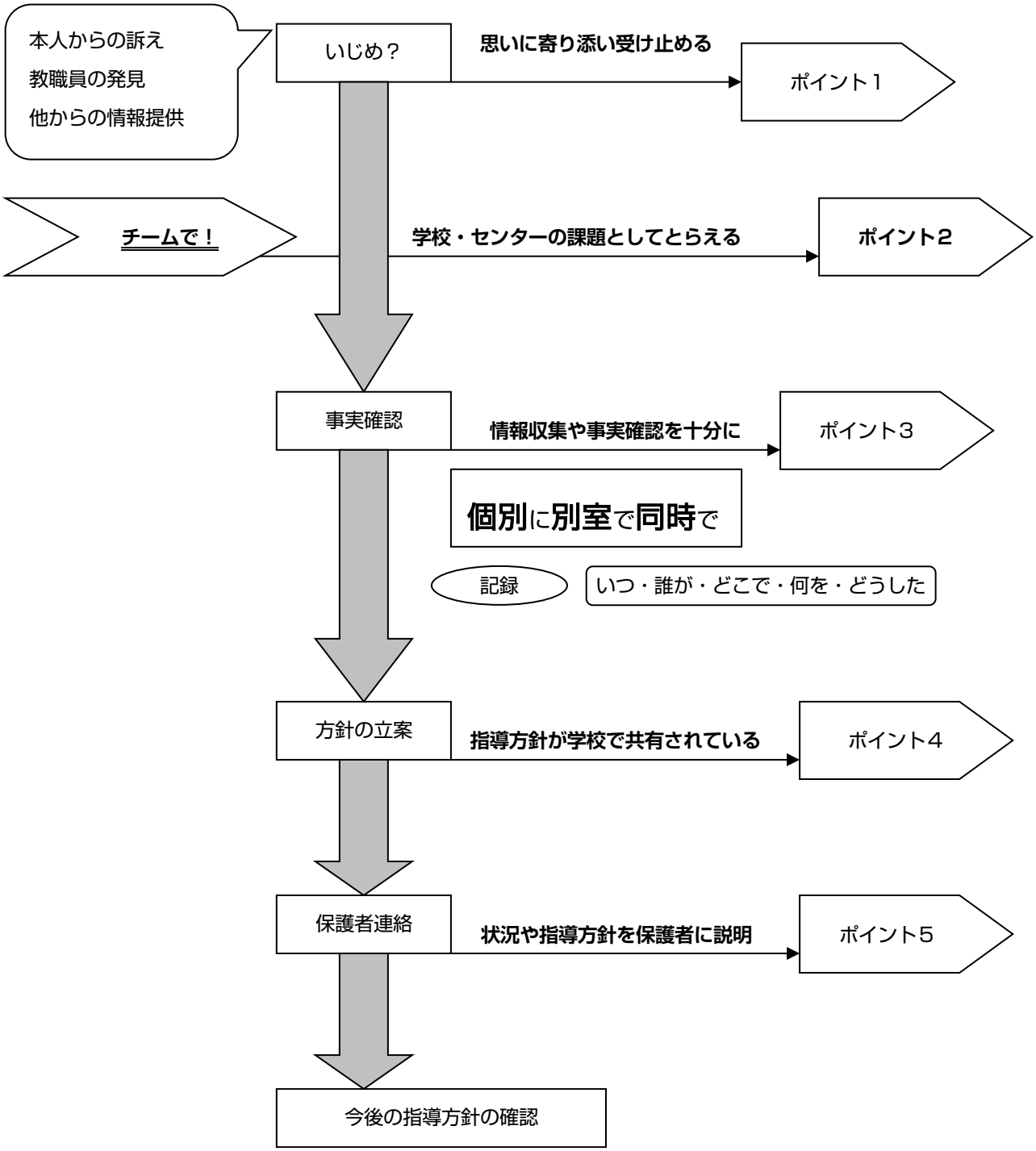

ポイント１　児童・生徒の不安、保護者の思いに寄り添い受け止める。

不安やつらさをしっかり受け止める→安心感・信頼感につながる。「絶対に守る」こと、及び全職員で対応することを伝える。

ポイント２　起きている問題を学校・センターの課題としてとらえる。

一人で抱え込まず、周囲に相談する。日頃からチームをもとに関係者がチームを作る。中心的役割を決める。

ポイント３　情報収集や事実確認を十分に行う。

チームで事実確認の方法と役割分担（いつ・どこで・誰が・誰にたいして）を確認する。一度目の聞き取り→集約→再確認

ポイント４　指導方針が学校（センター）で共有されている。

立案にあたり→本人の安全確保・心のケア、保護者とのこまめな情報交換。

人権侵害であるという毅然とした指導。本人が抱えている思いを受け止め、問題行動の背景や要因を探る。

ポイント５　現在の状況や指導方針について説明。

直接保護者へ説明。家庭訪問。電話連絡。（事実説明には推測や個人的解釈は交えない）

今後の指導方針の確認（各対応についてリーダーがまとめ次の指導につなげる）

９．指導モデル

No			留意点
①	情報収集 （その①）	発見した教職員が状況を報告、整理	★状況等を管理職等に報告 ★できるだけ具体的に事実を整理
②	情報収集 （その②）	複数の教職員から情報を収集	★関係職員から情報収集 （担任・教科担当・養護教諭等）
③	指導方針の検討 （その①）	職員会議等の開催	★教職員からの情報を基に今後の対応方針を検討
④	保護者対応 （その①）	いじめられた子どもの保護者へ対応	★現時点での状況と今後の指導についての説明
⑤	事実確認 （その①）	いじめられた子どもからの聞き取り	★時間、場所、状況等に配慮 ★徹底して守り通すという毅然とした態度 ★心情に寄り添い、具体的な事実と、思いを丁寧に聞き取る
⑥	指導方針の検討 （その②）	職員会議等の開催	★①②の情報及び⑤の事実を基に今後の対応及び指導方針の検討
⑦	事実確認 （その②）	周囲の子どもたちからの聞き取り	★いじめられた子どもの状況、人間関係に十分配慮
⑧	指導方針の検討 （その③）	職員会議等の開催	★⑦を基に事実を整理
⑨	保護者対応 （その②）	いじめられた子どもの保護者へ対応	★いじめの状況、指導方針等の説明及び家庭状況についての聞き取り
⑩	事実確認 （その③）	いじめられた子どもからの聞き取り	★①②⑤⑦⑨の聞き取りを基に事実確認
⑪	指導方針の検討 （その④）	職員会議等の開催	★⑩を基に今後の対応及び指導方針を検討
⑫	保護者対応 （その③）	いじめた子どもの保護者への説明	★確定した事実とともに学校としての指導方針を説明
		いじめられた子どもの保護者へ対応	★学校の取組状況の説明と当該子どもの学校での様子を説明
⑬	特別指導	いじめた子どもに対する毅然とした指導	★指導方針に従って指導
⑭	人間関係の修復	謝罪の場等の設定	★いじめられた子どもの保護者と連携し意向を反映
⑮	全体指導	いじめのない学校づくり	★該当の子どもだけの問題と捉えることなく、周囲でいじめをはやし立て、見てみぬふりをした子どもの指導 ★いじめを許さない集団づくり
⑯	指導後の状況把握	関係した子どもの状況把握	★関係した子どもの面接、保護者との連携、授業等での状況等の把握

ポ イ ン ト

【情報収集①②】

□関係する全ての職員から情報収集

□事実を詳しく時系列的に整理

□具体的事実と周辺情報の区別

【事実確認⑤⑦⑩】

□個別に行う

□記録に残す

□必要に応じて自書させる

□子どもの力関係が影響すること等に配慮

□威圧的態度をとらない

【指導方針の検討②⑥⑧⑰】

□事実確認を基に事実の確定

□職員会議等で指導方針を検討

□教職員が情報を共有し指導の進め方について共通認識を持つ

【保護者対応④⑨⑫】

□子どもの家庭での状況を丁寧に聞き取る

□事実確認で把握した状況を丁寧に報告

□学校は「いじめを許さない」という強い決意を伝える

□学校の指導方針説明

【特別指導⑬】

□いじめた子どもに対して自らの行為を振り返らせいじめの問題を理解させる

□いじめを受けた子どもの気持ちを理解させる

□いじめた子どもが自己存在感を持つことができる指導の実施

【人間関係の修復⑭】

□謝罪の場の設定、より良い人間関係が構築できるよう支援する

【全体に対する指導⑮】

□積極的生徒指導推進

【指導後の状況把握⑯】

□日常の状況把握を積極的に行う

10. いじめ対策担当の設置

いじめ問題について、組織的に対応するために生徒指導部内にいじめ対策課を設置し、いじめ対策に特化した業務を行う。

いじめ対策課の業務

・経営的視点をもっていじめ対策を推進する。　・いじめ対策の全体計画や対応マニュアル等の立案。

・いじめ対策会議の運営と会議結果の全教職員への周知、いじめ問題の「見える化」の推進。

・個々の事例に関わる教職員への相談や助言。　・スクールカウンセラーや相談員との連絡調整。　・記録の集積と引継ぎ。

11. 観察のポイント

【登校時・朝のＨＰ】

□ 遅刻・欠席（ギリギリの登校）
□ 表情が暗く元気がない・無理に明るい
□ あいさつの声が小さい（しない）・いつもと違う
□ 体調不良を訴える

【授業中】

□ 忘れ物が増えた
□ 成績や学習意欲が低下する

【休み時間】

□ 一人で過ごしている
□ 遊びと称して友達とふざけあっているが、表情にさえがない
□ トイレ等にこもっていることが多い
□ けがや傷が多い、服を汚す
□ 教職員にまとわり付く、寄ってくる

【昼食時】

□ 食欲がない

【帰りのＨＲ・下校時】

□ なかなか下校しようとしない
□ あわてて下校する

【部活動等放課後の活動】

□ 欠席が増える
□ 参加意欲が低下している

【学校生活全般】

□ 保健室によく行くようになる
□ 弱い者にあたる
□ ある子の所にゴミが置かれている
□ 衣服に足跡などがついている

12. いじめ問題の対応に必要な教職員の姿勢

（1） 人権意識を研ぎ澄ます

（2） いじめ問題には必ず組織で対応する

（3） いじめは自分の目だけで十分に発見できるものではないとの認識に立って、子どもや保護者からの通報、他の教職員からの情報に真摯に対応

（4） 自分が担当する学級、授業、部活動等を常にオープンにして多くの教職員や保護者等の目にふれるようにする

【星槎の約束】・【共感理解教育】の実践が
「いじめを許さない」学校づくりへとつながっていきます。